

○河内長野市地域福祉推進協議会設置規程

平成18年8月15日

規程第22号

(設置)

第1条 河内長野市地域福祉計画(以下「計画」という。)を円滑かつ計画的に推進し、地域福祉の充実を図るため、河内長野市地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画に関する提言及び計画の円滑な推進に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げるもので組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉を目的とする団体等の代表者
 - (3) 当事者団体の代表者
 - (4) その他市長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に、会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
- 4 会長又は副会長が互選される前に招集される協議会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(公開及び非公開)

第5条 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。